

三重県立子ども心身発達医療センター院内保育所設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、三重県立子ども心身発達医療センター（以下センター）の院内に保育所を設置し、センターに勤務する職員の乳幼児のうち、保育に欠ける者を保護者の希望により保育することにより、医療従事者の確保及びセンターの適性かつ円滑な運営に資することを目的とする。

2 院内保育所にあっては、センターと独立行政法人国立病院機構三重病院（以下三重病院）との相互支援のため、三重病院に勤務する職員に対しても、これを適用する。

(用語の定義)

第2条 この要綱で「職員」とは、センター並びに三重病院に勤務する職員等（交代制勤務及び宿日直勤務を行う会計年度任用職員を含む。）をいう。

2 この要綱で「乳幼児」とは、5歳児（就学までの児童をいう。）までの者をいう。

3 この要綱で「保護者」とは、本条第一項に定める職員であって、乳幼児の親権者をいう。

(保育児の定数)

第3条 保育児の定数は、別表第1のとおりとする。

(管理及び運営)

第4条 院内保育所の管理及び運営は、保育所を設置しているセンターの長が行うものとする。

(保育所の開所と開所時間)

第5条 保育所の開所は、昼間及び夜間にそれぞれ行うものとし、その日数及び開所時間は別表第2に定めるとおりとする。ただし、センター及び院内保育所の運営上やむを得ない場合は、臨時的にその開所時間を延長し、若しくは短縮し、又は臨時に閉鎖することができる。

(入所)

第6条 保護者は、乳幼児の保育を希望するときは、別に定める入所申込書をセンターの長に提出し、その承認を得なければならない。

2 センターの長は、前項による申し込みがあった場合において、乳幼児が次の各号のいずれかに該当するときは、これを承認しないものとする。

- ① 伝染性疾患にかかっているとき。
- ② 疾病その他の理由により、保育が困難と医師が判断したとき。

3 センターの長は、入所の承認又は不承認を決定したときは、その旨を保護者に通知する

ものとする。

(臨時保育)

第7条 センターの長は、臨時保育の申込みを受けたときは、前条第2項に基づく取り扱いのほか、第1条に定める目的に従い審査の上、これを承認することができるものとする。

(保護者の協力)

第8条 保護者は、保育所職員の指示に従い、これに協力するとともに乳幼児の健康に留意し、疾病等にかかり又はそのおそれがある場合には、保育所の利用を停止しなければならない。

(保育の停止)

第9条 センターの長は、乳幼児が疾病等により他の乳幼児の保育に支障を生ずるおそれのある場合は、その者の保育を一定期間停止することができる。

(退所)

第10条 保護者は、乳幼児を退所させようとするときは、速やかに、別に定める退所届をセンターの長に提出しなければならない。

2 センターの長は、保護者がこの要綱の規定に違反した場合、又は乳幼児が第6条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合は退所させることができる。

(保育料)

第11条 保育料は、「県立病院院内保育所設置運営要綱」第十一条第一項に定める額を準用する。但し、三重病院の職員においては別途三重病院の定めるところによる。また、臨時保育で月間の保育日数が十日以上であるときは、月額保育料（月極保育料）の規定を適用する。

(保育料の納入)

第12条 保護者は、前条に規定する保育料をセンターの長が発行する納入通知書により、指定期日までに納入しなければならない。但し、三重病院の職員においては別途三重病院の定めるところによる。

(保護者が調達する物品)

第13条 乳幼児の保育に必要な物品であって、その乳幼児が専用する物品については、保護者において調達するものとする。

(運営経費)

第14条 三重病院は、院内保育所の管理及び運営にかかる経費について、三重病院職員の保

育所利用者数相応分を負担することとし、別途利用協定によりその金額及び支払方法等を定める。

(業務記録)

第15条 センターの長は、別に定める帳簿を保育所に常備し、記録させなければならない。

(報告)

第16条 センターの長は、各月の院内保育所の入所状況を翌月10日までに本庁所管部局に報告しなければならない。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、院内保育所の運営に関し必要な事項は、センターの長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

保育所設置の病院名	保育児の定数
三重県立子ども心身発達医療センター	15名

別表第2（第5条関係）

保育所設置の病院名	保育形態	開所日数	開所時間
三重県立子ども心身発達医療センター	昼 間	毎日開所(月5回の休所日、1月1日から1月3日を除く。)	10時間(8:00~18:00)
	延 長	年間92日以内	最長2時間 (18:00~20:00)
	夜 間	週2日以内	14時間(18:00~8:00)